

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

- (1)欠格事由について
- (2)公正な事業実施について
- (3)規程類の後日提出について
- (4)情報公開について（情報公開同意書）

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

団体代表者 役職・氏名

法人番号

申請団体の住所

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

----- 3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割
READYFOR株式会社	米良はるか	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソ シアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ シアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

欠格事由について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

能登に、ちいさなフューチャーセンターを作る ～被災のまちに、希望の明かりを灯す～

複数選択

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

必須入力セル

任意入力セル

申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	能登に、ちいさなフューチャーセンターを作る		
	事業名（副）	～被災のまちに、希望の明かりを灯す～		
	団体名	認定NPO法人カタリバ	コンソーシアムの有無	あり
実行団体団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

○ (1)子ども及び若者の支援に係る活動

○ ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援

⑨ その他

(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④働くことが困難な人への支援

⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援

⑥女性の経済的自立への支援

⑨ その他

○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

○ ⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

⑨ その他

その他の解決すべき社会の課題

能登半島地震の被災地における人口流出・地域コミュニティの存続

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	194/200字
認定特定非営利活動法人カタリバは、「どんな環境に生まれ育っても未来をつくりだす力を育める社会」を目指し、すべての10代が意欲と創造性を手にできる未来を実現することを目的としている。「困難を抱える子どもたちを学びにつなぐ」とともに、「探究的な学びを届ける」ため、全国の自治体や団体・学校・企業等と連携を結び、少し年上の先輩との「ナナメの関係」や「本音の対話」を軸に公教育改革を実践している。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
東日本大震災での支援活動をきっかけに、2016年熊本地震、2018年西日本豪雨災害（岡山）で子ども支援を実施。その後、2019年に災害時子ども支援チーム「sonaeru」が発足。現地のニーズや状況に応じ、子どもの心のケアと居場所づくりや教育行政・学校支援に取り組んでいる。2019年東日本台風災害（長野・宮城）、2021年熱海土砂災害・佐賀豪雨災害・2023年能登半島地震等の被災地で支援活動を実施。	

II .事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						能登半島地震の被災地の中でも被害が甚大だった奥能登・中能登地域の6市町（石川県輪島市、七尾市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	あり
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目	能登半島地震の被災地の中でも被害が甚大だった奥能登・中能登地域の6市町の住民（2次避難などで現在は住民票登録のある場所を離れている人も含む） ※6市町は石川県輪島市、七尾市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町を指す					事業対象者人数 ※資金分配団体入力項目	117,744人 （2024年6月1日現在の石川県人口推計より、対象となる6市町の住民数を総和したもの）	

事業概要	597/600字	本事業は、能登半島地震被災地の中でも被害が大きい6市町において、子育て家庭を含む多様な世代によるコミュニティの再構築および地域の復興を目的とする「拠点」（フューチャーセンター）を創り、運営する取り組みに資金的・非資金的支援を行います。 【実行団体】 以下の3条件を満たす団体を想定します。 ○被災6市町村に居住する地元住民が中心になって運営されている （広域避難等のため、現在は運営者が地域外に居住している場合も含む） ○法人格を持つ（任意団体は、事業期間中の法人化を必須とします） ○設立した拠点を事業終了後5年間以上継続して活用・運営する意思および体制がある 【想定する具体的な活動例】 ○拠点（フューチャーセンター）の設置 （既存建物の改装・修繕・耐震補強や周辺設備・什器購入等を想定） ○拠点を活用したコミュニティ再構築や関係人口創出活動 （祭りの開催、一時帰省の場の提供、外部訪問者と地元住民との交流イベントの開催等） ○民間と行政が連携した地域再構築プラン（仮称：未来計画）の策定 【備考】 ○本事業では、土地の購入はできません。建物を自己資金等で購入する場合は認められます。 ○採択団体には以下を例とする伴走支援を提供します。 ・拠点の設置計画支援（コンセプト・設計など） ・拠点の活用計画支援（行政連携支援を含む） ・基盤強化支援（法人格取得・経理体制強化・規定類整備等）
------	----------	---

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	796/800字
能登半島地震の被災地からの人口流出が進んでいる。奥能登4市町では発災後、2700人が転出。半年あまりで既に20人に1人がふるさとを離れた（8月1日段階） 今後、被災地では来年10月までを目途に、23,409棟の被災建物の公費解体が本格化する。地域によっては商店街や街道沿いのほとんどが「更地」に戻るところも少なくない。それは被災者にとって復興の一步であると同時に「ふるさと消失」を強く意識づけられる体験でもあり、人口流出が加速するとも危惧される。 申請団体カタリバは4月以降、被災6市町をめぐり「これからの能登をどうしていくか、そのまちのみんなで考える」をコンセプトとした対話の場「のと未来トーク」「わじま未来トーク」を開催している。 多く上がった声は、次の2点だ。 ①祭り・ヨバレ等を含めた、地域のコミュニティを再構築すること ②行政任せにせず、住民自ら動くための枠組みや拠点を作ること コミュニティの再構築には、想いを持つ地元の個人や団体がいるのと同時に、人々が集う「拠点」が必要だ。地元で子育てをする人も、仮設に入居したお年寄りも、広域避難をした人も…。多様な世代・状況にある人が集い、共に「地域の未来」について語りあえる拠点があることが、新たな動きを作り出す。 カタリバでは2011年、東日本大震災の被災地・大槌町に拠点「大槌臨学舎」を設置。子ども学生を中心とした多世代が集える居場所としたところ「自らの力で町の課題を解決しよう」というマイプロジェクトが次々と生まれ、全国に拡がる大きな動きとなった。女川町では、地元の住民や企業・行政関係者が集い多様なアイデアを出し合う「フューチャーセンター」を民間資金で設立し、いまま活発な活動が続く。 今こそ、被災地で、地元住民のエネルギーを形にする「希望の灯」となる拠点を作り、市民が自ら地域の復興を考える場を作ることが求められている。	
(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	195/200字
石川県は今後、公費解体作業を本格化させ、来年10月までに23,409棟の解体を見込む。過去の被災地では、地元住民が急速に解体が進む景色を目の前にすることで、転出する人が増加したケースが指摘されている。そこで公費解体が進む来年10月までの間に、地域の「未来」について語れる拠点を整備し、子育て家庭を含む多様な状況・世代の人が語れる機会を作るとは緊急的に必要な事業であると考え、申請に至った。	

Ⅳ.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
【地域住民の変化】 被災地域に関わりのある多様な世代・状況の人が拠点において集い、地域の未来について話し合うことで、今後 もふるさとで暮らし続けられる、もしくは関わり続けられるという想いが高まっている状態			定性的指標 ①ワークショップ等における、意見の内容 ②地域の将来に関する住民側の考える未来像のとりまとめ（仮：未来計画）の有無		定性的指標 ①②ともに、実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる		定性的指標 ①復興に関して、個人が行えるアクションが多く出ている ②地域の将来に関する住民側の考える未来像がまとまっている		2026年3月	

【実行団体の変化】 実行団体が継続して、その地域のコミュニティの再構築や地域の復興に関わるために必要な体制面や基盤の整備ができている状態		定性的指標 法人化、規程類整備、拠点の運営体制計画、継続的な資金計画などを総合的に判断した場合、継続的な運営体制が確保されているかどうか	定性的指標 実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる	定性的指標 法人化、規程類整備、拠点の運営体制計画、継続的な資金計画などを総合的に判断した場合、継続的な運営体制が確保されている	2026年3月
【地域との関係性の変化】 関係人口の創出 拠点への視察・訪問や、拠点において企画された祭りや交流イベントなどを通じて、活動地域の外の人・団体・企業などとの継続的な関係性（関係人口）を得られている状態		定性的指標 交流イベントや視察などで得られた地域外の人とのつながりを、継続化する施策の有無（例：関係市民権の認定など）	定性的指標 実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる	定性的指標 交流イベントや視察などで得られた地域外の人とのつながりを、継続化する施策がとられている	2026年3月

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
拠点（フューチャーセンター）の設置・利用法の策定		定性的指標 ①拠点が設置され、利用可能になっているか ②拠点の利用法・運営計画が策定されているか	定性的指標 ①②ともに、実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる	定性的指標 ①拠点が設置され、利用可能になっている ②拠点の利用法・運営計画が策定され、利用が開始されている	2026年3月
拠点における地域住民（※）による、今後のコミュニティや地域の姿に関する継続的な話し合いの実施 ※現在、地元に住居する人に限らず、近隣の仮設住宅に入居している人、広域避難をして現在は地元に住んでいない人も含む		定量的指標 ①設立した拠点（改装中の場合は、別場所でも可とする）において、開催された地域に関係する人との話し合い・ワークショップの開催数 ②開催された話し合い・ワークショップの回数	定量的指標 ①②ともに、実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる	定量的指標 ①②ともに実行団体の状況により異なる	2026年3月

地域における、地元住民によるコミュニティの再構築や関係人口の創出を目的としたイベント・視察の受け入れ等の実施 【具体例】 ・祭りの開催 ・交流イベントの実施 ・視察の受け入れ ・ボランティアの受け入れ		定量的指標 ①イベント（祭りや交流イベント等）・視察受け入れなどの回数 ②開催されたイベント・視察などに参加した地域内・地域外の人数	定量的指標 ①②ともに、実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる	定量的指標 ①②ともに実行団体の状況により異なる	2026年3月
実行団体が今後も継続して拠点を活用していくための体制整備・基盤強化の実施 【具体例】 ・法人格の取得 ・規定類の作成 ・拠点運営ルール・人的体制表の作成		定性的指標 ①（任意団体の場合）法人化の有無 ②規程類の整備の有無 ③拠点の運営体制計画の有無	定性的指標 ①②③ともに、実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる	定性的指標 ①全団体が法人格を持っている ②全団体の規程類が整備されている ③拠点の運営体制計画ができている	2026年3月
実行団体が今後も継続して拠点を活用していくための資金額の算定と、資金調達計画の策定		定性的指標 ①拠点を継続的に運営するための資金額が算出できているか ②①で算出した資金を獲得する計画ができていますか	定性的指標 ①②ともに、実行団体が月次面談などで報告し資金分配団体が取りまとめる	定性的指標 ①拠点を継続的に運営するための資金額が算出できている ②①で算出した資金を獲得する計画ができています	2026年3月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
団体が拠点を設置するために必要なサポート体制（建築士とのマッチング等）の構築		定性的指標 実行団体が、拠点を設置（改装・耐震補強など）を行うために必要な体制（建築士のアサインなど）の有無	定性的指標 資金分配団体自身が実行団体より聞き取って把握し、とりまとめる	定性的指標 実行団体が、拠点を設置（改装・耐震補強など）を行うために必要な体制（建築士のアサインなど）が出来ている	2025年6月

設置された拠点の利用法や、今後の継続的な資金計画などについて考えるための実行団体側の体制整備		定性的指標 実行団体が、拠点の利用計画や今後の資金計画などについて、話し合い意思決定を行っていく際の体制の有無	定性的指標 資金分配団体自身が実行団体より聞き取って把握し、とりまとめる	定性的指標 実行団体が、拠点の利用計画や今後の資金計画などについて、話し合い意思決定を行っていく際の体制が確定している	2026年3月
実行団体が今後も継続して拠点を活用していくための基盤強化の実施をサポートする体制の構築		定性的指標 ①実行団体が、法人格や規程類の整備を行っていく際に必要な体制の有無 ②①を行う上で必要なサポート体制（税理士・司法書士などとの連携）の有無	定性的指標 資金分配団体自身が実行団体より聞き取って把握し、とりまとめる	定性的指標 ①実行団体が、法人格や規程類の整備を行っていく際に必要な体制が出来ている ②①を行う上で必要なサポート体制（税理士・司法書士などとの連携）がある	①2026年3月 ②2025年6月
実行団体が、拠点を活用して本事業の終了後、どのような地域を作っていくかのとりまとめ（仮名：未来計画）の作成支援の実施（行政との連携支援を含む）		定性的指標 ①実行団体が、今後どのような地域を作っていくかの方針のとりまとめ（未来計画）を作成しているかどうか ②①の作成に関し、行政とも連携が出来ているか	定性的指標 資金分配団体自身が実行団体より聞き取って把握し、とりまとめる	定性的指標 ①実行団体が、今後どのような地域を作っていくかの方針のとりまとめ（未来計画）を作成している ②①の作成に関し、行政と連携が出来ている	2026年3月

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【準備フェーズ活動-1】 拠点の地域における位置づけや活用法の決定および拠点の設計 ・拠点の整備に必要なサポート体制（建築士などの外部専門家）との契約 ・活動地域におけるコミュニティ再構築に必要なニーズおよびニーズに基づいた拠点の利用コンセプトのまとめ ・利用コンセプトに基づいた拠点の設計を建築士等と連携して実施	2025年4月～2025年6月 ※終了時期は団体の状況により前後	156/200字
【準備フェーズ活動-2】 基盤整備のための体制構築 ・自団体に必要な基盤整備の内容を検討 ・基盤整備に必要なサポート体制（税理士・司法書士など）の構築	2025年4月～2025年6月 ※時期は団体の状況により前後	75/200字
【実行フェーズ活動-1】 拠点（フューチャーセンター）の改装／耐震補強の実施 ・改装／耐震補強の担当業者の選定（複数の業者による相見積もりの実施） ・業者への発注 ・工事の実施・進捗確認	2025年5月～2025年9月 ※時期は団体の状況により前後	92/200字

【実行フェーズ活動-2】地域住民による、今後のコミュニティや地域の姿に関する継続的な話し合いの場の準備・運営 ・地元住民への参加呼びかけ ・話し合い（ワークショップなど）の実施 ※拠点の工事中は、別場所にて実施 ・話し合いの内容の外部へ発信	2025年6月～2026年3月 ※時期は団体の状況により前後	120/200字
【実行フェーズ活動-3】地域コミュニティの再構築や関係人口の創出を目的としたイベント・視察の受け入れ等の準備・運営 ・イベント・視察などの実施の目的の検討 ・目的に従ったイベントなどの企画・準備 ・イベントの実施	2024年8月～2026年3月 ※時期は団体の状況により前後	106/200字
【実行フェーズ活動-4】団体の基盤強化の実施 ・法人格の取得 ・規定類の整備 ・拠点運営ルールや人的運営体制の構築	2024年8月～2026年3月 ※時期は団体の状況により前後	57/200字
【実行フェーズ活動-5】拠点を活用した事業終了後の継続化施策の検討 ・地域住民や行政との議論の中から出てきた、拠点を活用した地域コミュニティ再構築・復興計画（未来計画）のとりまとめ ・関係人口の創出（継続化）に向けた施策の検討と実施 ・継続化に必要な資金の調達計画の策定	2026年1月～3月	135/200字

(3) -2活動：非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【準備フェーズ活動-1】拠点の地域における位置づけや活用法の決定および拠点の設計支援 ・拠点の整備に必要なサポート体制（建築士などの外部専門家）との契約 ・活動地域におけるコミュニティ再構築に必要なニーズおよびニーズに基づいた拠点の利用コンセプトのまとめ ・利用コンセプトに基づいた拠点の設計を建築士等と連携して実施	2025年4月～2025年6月 ※終了時期は団体の状況により前後	158/200字
【準備フェーズ活動-2】基盤整備のための体制構築支援 ・自団体に必要な基盤整備の内容を検討 ・基盤整備に必要なサポート体制（税理士・司法書士など）の構築	2025年4月～2025年6月 ※時期は団体の状況により前後	77/200字
【実行フェーズ活動-1】拠点（フューチャーセンター）の改装／耐震補強の実施支援 ・改装／耐震補強の担当業者の選定（複数の業者による相見積りの実施） ・業者への発注 ・工事の実施・進捗確認	2025年5月～2025年9月 ※時期は団体の状況により前後	94/200字
【実行フェーズ活動-2】地域住民による、今後のコミュニティや地域の姿に関する継続的な話し合いの場の準備・運営支援 ・地元住民への参加呼びかけ ・話し合い（ワークショップなど）の実施 ※拠点の工事中は、別場所にて実施 ・話し合いの内容の外部へ発信	2025年6月～2026年3月 ※時期は団体の状況により前後	122/200字

【実行フェーズ活動-3】地域コミュニティの再構築や関係人口の創出を目的としたイベント・視察の受け入れ等の準備・運営支援 ・ イベント・視察などの実施の目的の検討 ・ 目的に従ったイベントなどの企画・準備 ・ イベントの実施	2024年8月～2026年3月 ※時期は団体の状況により前後	108/200字
【実行フェーズ活動-4】団体の基盤強化の実施支援 ・ 法人格の取得 ・ 規定類の整備 ・ 拠点運営ルールや人的運営体制の構築	2024年8月～2026年3月 ※時期は団体の状況により前後	59/200字
【実行フェーズ活動-5】拠点を活用した事業終了後の継続化施策の検討支援 ・ 地域住民や行政との議論の中から出てきた、拠点を活用した地域コミュニティ再構築・復興計画（未来計画）のとりまとめ ・ 関係人口の創出（継続化）に向けた施策の検討と実施 ・ 継続化に必要な資金の調達計画の策定	2026年1月～3月	137/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	4団体程度 【備考】 ※以下の3条件を満たす団体を想定します。 ・被災6市町村に居住する地元住民が中心になって運営されている （広域避難等のため、現在は運営者が地域外に居住している場合も含む） ・法人格を持つ（任意団体は、事業期間中の法人化を必須とします） ・設立した拠点（フューチャーセンター）を事業終了後5年間以上継続して活用・運営する意思および体制がある ※事業申請時点で、拠点を設置する候補の土地および建物の所有者の了承を取得している団体を優先します。
(2) 1 実行団体当たり助成金額	平均4000万円程度 利用使途：改装に必要な建築士との設計委託費、工事費（耐震補強を含む）、家具家電設備購入費、人件費、祭りや交流イベントの企画運営費、報告書等の作成費など ※能登被災地を一級建築士を同行で視察し、建築士に実際の物件をもとに数パターン想定して見積もりを出してもらった結果、設計費や工事費などを合算した費用が1件あたり3000万円～5000万円程度であったため、平均値である4000万円を助成金額の目安としている
(3)案件発掘の工夫	申請団体カタリバは1月3日からsonaeruチームが被災地に入って以降、7か月にわたって支援活動を行っており、被災6市町において「のと未来トーク」「わじま未来トーク」（地元住民が故郷の復興や将来像を語り合うワークショップ）を実施し、地元住民や団体の中に、コミュニティ再構築や復興の拠点を求める声が複数存在することを把握している。また代表の今村久美は石川県および輪島市の復興アドバイザーボードの委員に入っており、行政のネットワークも生かして、民間で復興を目指す団体を発掘することが出来る。

(4) 予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	■ 審査スケジュール 2024年10月 ・ 資金分配団体の採択結果の通知 ・ 公募準備 ・ JANPIA間との資金提供契約の締結 2024年12月 ・ 公募要領の公開・公募説明会の実施（オンライン1回および現地相談会3回程度を予定） ・ 公募の開始・書類審査開始（順次） ・ （書類審査通過団体のみ）質問状の送付 2025年1月 ・ 公募の終了 ・ 審査面談（オンラインおよび現地） ・ 一次選定団体のリストアップ 2025年2月 ・ 追加面談（最終候補団体は現地面談および拠点候補の物件の確認を実施） ・ 最終候補団体への外部有識者を含めた諮問委員会 ・ 申請団体への採択結果の通知（2月中～下旬を予定） 2025年3月 ・ 実行団体との資金提供契約締結後、事業開始（4月開始を想定） ▼ 審査構成 ※ 諮問委員会構成：能登の被災地支援や過去の被災地におけるコミュニティ形成支援の実績のある有識者・実務家・研究者を3名程度、加えて各構成団体より1名ずつの計5名程度で構成する。（ジェンダーバランスに配慮して構成） ※ 入選に関してはカタリバとREADYFORで協議の上決定する。 ▼ 留意点 書類審査は「目的との合致」「影響の広がり」「インパクト」「実現可能性」の4項目を基準に公正なる審査を行う。団体の信頼性については、READYFOR社内弁護士を中心とした審査チームにて反社該当性・不祥事の有無のチェックや、団体毎にカスタマイズした質問状による団体規模・実績確認・プロジェクト実現性確認を含めて実施する。過去に休眠預金事業を実行団体として
---	--

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	【コンソーシアム構成団体と役割分担】 ▼幹事団体：カタリバ 過去の災害支援経験や拠点の設置経験を基にした事業伴走（拠点設計／活用計画／住民ワークショップ／行政連携支援など）※プログラム・オフィサー2名は被災地出身で現在も石川県に在住しているスタッフを任命。 ▼構成団体　READYFOR 審査・公募運営の設計・実務、実行団体の事業管理（PM業務）、事業評価設計支援、資金調達支援、ガバナンス・コンプライアンス体制の構築支援、精算面などの支援 【事業実施体制】 ○メンバー 幹事団体　：計7名（うち予算外 経理1名・総務1名） 構成団体　：計13名（うちそれぞれの役割・担当当数は次の通りです） ○役割分担 ----- ▼全体統括 ・事業責任者：2P・2名（幹事1名/構成1名　※兼任　両団体代表者） ・プロジェクトマネージャー　：3P・3名（幹事1名/構成2名　※兼任　JANPIA窓口含む） ▼公募・選定時サポート ・公募・審査　：1P・1名（構成1名　※兼任） ▼団体伴走 ・PO/団体伴走チーム　：10P・10名（幹事4名/構成6名　※兼任 PO人件費対象の2名含む計10名で分担） （※PO人件費対象ではないプロジェクトマネージャーやスタッフも伴走/PO業務を担います） ▼資金管理 ・経理・会計チーム　：4P・4名（幹事1名/構成3名　※兼任　計4名で分担） ・広報チーム　：1P・1名（構成1名　※兼任・随時幹事団体と連携） ▼システム対応 ・情報システム　：1P・1名（構成1名※兼任　計2名で担当） ----- ・「※兼任」は以下の役割の複数職務、または本事業以外の職務との兼任を示します。 ・「P」＝ポジション、「幹事」「構成」＝「幹事団体」「構成団体」の略称 ・稼働割合については資金計画書に記載しています 【事業体制について補足】 ▼構成団体READYFOR（社員数：約200人） ・READYFORは、2024年度の事業公募にあたり、現在通常枠に2事業・本緊急枠にも2事業申請しています（すべてコンソーシアム構成団体）。仮に、本事業および併願している他事業がすべて採択された場合、来年度（2025年度）4月段階で通常枠・緊急枠合計で7事業を並行実施となり、現在より2事業が新たに増えることになります。 ・現在、基金事業部としては5事業を10人のスタッフで運営しています（上記の実施体制の人数には、基金事業以外の広報等のメンバーも記載しているので数が多くなっています）が、この8月以降で4人の運営対応スタッフの増員を行い、全体
(2)他団体との連携体制	【被災復興の建築専門家との連携】 本事業では、能登被災地の復興まちづくりの支援を目的に、建築専門家により結成された「能登復興建築人会議」（会長：水野一郎・金沢工業大学教授）と連携し、実行団体への建築士のマッチングを行います。また被災地での拠点設計実績のある萬代基介氏（一級建築士／萬代基介建築設計事務所）および小野田泰明氏（東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻教授／石川県復旧・復興アドバイザーボード委員）を資金分配団体のアドバイザーとして迎え、能登復興建築人会議との連携や事業全体についてアドバイスを受けます。 【地元行政との連携】 申請団体のカタリバ代表の今村久美は、能登半島地震の発災後、1月3日以降現地に入って支援活動を実施。石川県および輪島市の復旧・復興アドバイザーボードの委員を務めています。その関係性で、石川県および輪島市を中心とした地元市町の行政関係者との連携体制を既に構築しています。本事業ではこの関係性を活かし、拠点設置およびその利活用計画の策定において、行政との連携がスムーズに進むよう伴走支援を行います。

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	・カタリバは2013年に認定NPO法人を取得しており（2019年更新）、認定NPO法人に求められる、適切なガバナンス・コンプライアンス体制を敷いています。 ・READYFORは社内弁護士を含む法務部を設置して上場会社に準拠したガバナンス・コンプライアンス体制を敷いています ・両団体とも、休眠預金活用事業の通常枠の資金分配団体の経験があり、休眠事業が求めるガバナンス・コンプライアンス体制を理解し、誠実に遵守しています。
---------------------	--

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	あり	ありの場合 その詳細	幹事団体カタリバおよび構成団体 READYFORは、独自基金や休眠預金活用事業による助成を多数実施。詳細は下記②-1に記載したものを参照
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
【幹事団体：カタリバ】 休眠預金活用事業 2021年度通常枠「地方における10代の居場所づくり支援事業」（2021年10月～）助成数14 総額97,128,500円 【構成団体：READYFOR】 資金助成事業実績：これまで、のべ359団体に対し総額29億9,096万5,869円の資金助成。 ①新型コロナウイルス感染症：感染拡大防止基金（2020年4月～）助成数165 総額87,2491,000円 ②新型コロナウイルス感染症：いのちとところを守るSOS基金（2021年1月～）助成数34 総額72,922,377円 ③花王株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社電通の3社、流通企業20社による「お買いいもの～It's Shopping for Good.～プロジェクト」（2023年9月）分配数8 総額¥26,194,306円 ④Unipos「SDGsプラン」（2020年2月～2024年5月現在）分配数25 累計総額20,326,078円 ⑤休眠預金活用事業 通常枠・緊急枠含む2020年以降の総計 助成数 127 総額1,999,032,108円（※コンソーシアム構成団体としての実施含む） （なお休眠預金活用事業に関して、既に終了した事業は全て、事業計画時に想定したアウトカム・アウトプット指標を達成している）			

②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	64団体	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	9億8,830万1,133円
(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目			
1) 対象地域における支援の実績（2024年1月～） ①地域団体と連携し「みんなのこども部屋」「みんなの勉強部屋」を石川県内各地に開設（8か所のべ3,000人が利用） ②令和6年能登半島地震カタリバ受験応援給付型奨学金（313名を採択） ③子ども一人ひとりに今必要な物資を届ける「MY Boxプロジェクト」（1,520人へ送付） ④学校再開に向けた暖房備品・灯油を珠洲市内12校の小・中・高校へ送付 ⑤情報ガイドウェブサイト「災害時の子どもの生活ガイド」を公開（2/21までに7,510人が閲覧） ⑥被災地の先生応援プロジェクト（衣料品・仮設住居支援、研修の実施） ⑦能登の復旧・復興を考える住民参加型ワークショップ「のと未来トーク」（珠洲市・輪島市・能登町・穴水町・志賀町・七尾市・金沢市・オンライン） ⑧輪島市の未来をつくる住民参加型ワークショップ「わじま未来トーク」（市街地地区・門前地区・町野地区） ⑨能登半島被災地の子どもたちへ「遊び」を届けるプロジェクト ⑩キャッシュフローワークによる被災者の雇用 ⑪被災者向けLINE相談の実施 ⑫東日本大震災経験者や著名人と避難した子ども・大人との対話プログラムの実施 ⑬被災した子供たち対象サマースクール「わじま未来スクール」の実施 2) 被災地におけるコミュニティスペース設置・建設の実績 ■女川フューチャーセンターCamassの立ち上げ期に連携 東日本大震災で深刻な被害を受けた宮城県牡鹿郡女川町の子どもたちが、安心・安全に学ぶことができる場として、放課後学校「コラボスクール 女川向学館」を2011年7月より運営。2015年3月にオープンした女川フューチャーセンターCamassの立ち上げ期には、女川向学館の高校生が、センターのデザインやネーミングに積極的に参加し、カタリバ主催のワークショップなども実施した。 ■大槌臨学舎の建設、運営 東日本大震災で深刻な被害を受けた岩手県大槌町の子どもたちが安心して勉強し、過ごすことのできる居場所として、放課後学校「コラボスクール大槌臨学舎」を2011年12月より運営。2012年11月にプレハブを活用した校舎を設置し学びの場をつくり、2013年10月には同プレハブを活用しつつ木材を組み合わせた仮設校舎（設計「はりゅうウッドスタジオ」）を建設した。仮設校舎の利用には10年の期限があったため、建設当初より、仮設建築物として利用後に、木材を再利用することを前提に建築。2020年、大槌高校内にカタリバチームが機能移転した際に、仮設校舎を取り壊し、プレハブのコンテナは大槌町内の企業に寄贈。木材は「那須まちづくり株式会社」様に寄贈し、「那須まちづくり広場」内のコミュニティ型シェアハウス「みとりえ那須」の建築に活用され、現在も使用されている。			

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/11/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	能登に、ちいさなフューチャーセンターを作る☑	
	団体名	認定NPO法人カタリバ☑	

	合計	
事業費		188,064,709
実行団体への助成		160,000,000
管理的経費		28,064,709
プログラムオフィサー関連経費		11,234,336
合計		199,299,045

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	8,699,632	179,365,077	188,064,709
実行団体への助成		160,000,000	160,000,000
－			
管理的経費	8,699,632	19,365,077	28,064,709

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

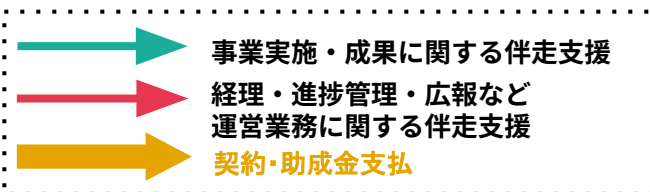
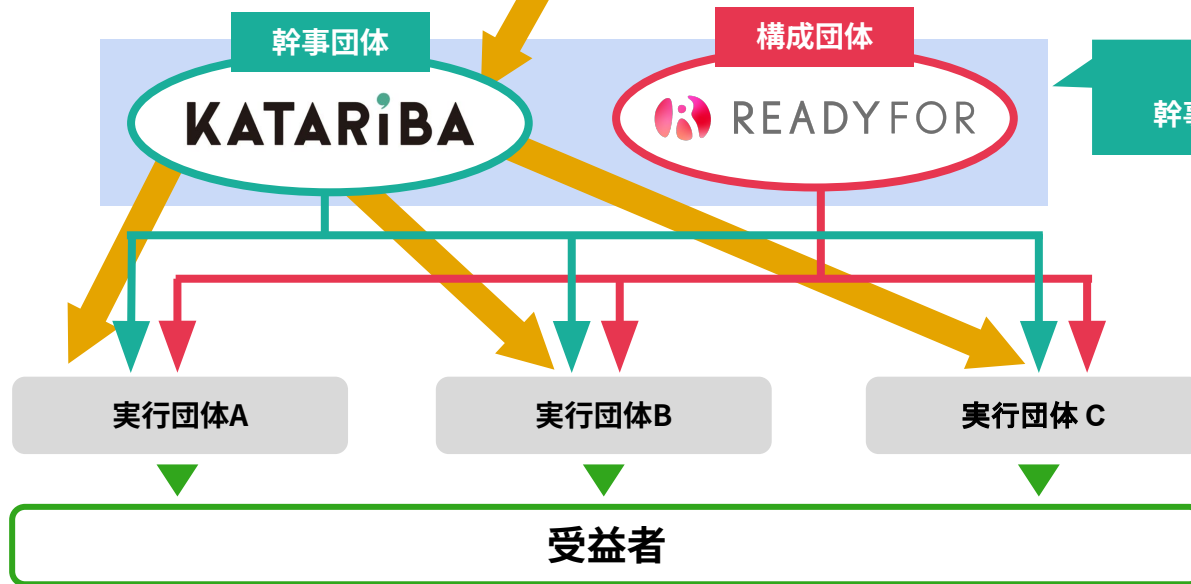
	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	3,438,664	7,795,672	11,234,336
プログラム・オフィサー人件費等	2,050,000	4,992,000	7,042,000
その他経費	1,388,664	2,803,672	4,192,336

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	12,138,296	187,160,749	199,299,045

コンソーシアムモデルA（単独型）で実施予定

全ての契約・助成金支払は
幹事団体と実行団体との間で実施



コンソーシアム構成団体（2団体）
幹事団体と構成団体は業務委託契約を締結

- ・災害支援経験や拠点の設置経験・専門的知見を持つカタリバを幹事団体とし、休眠預金活用事業の運営ノウハウを持つREADYFORとコンソーシアムを形成することで、十分な伴走・運営体制を構築する
- ・カタリバは専門性を活かした事業伴走（拠点設計／活用計画／住民ワークショップ／行政連携支援など）を実施。READYFORは過去の運営経験を活かした効率的な事業運営のほか、基盤強化の伴走・評価設計などを実施する

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			認定特定非営利活動法人カタリバ	
郵便番号			166-0003	
都道府県			東京都	
市区町村			杉並区	
番地等			高円寺南3-66-3 高円寺commons2F	
電話番号			03-5327-5667	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.katariba.or.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/katariba/	
			https://x.com/katariba	
			https://www.instagram.com/npo_katariba/	
			https://note.com/katariba/	
設立年月日			2001/11/01	
法人格取得年月日			2006/09/21	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イマムラクミ
	氏名	今村久美
	役職	理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	163
常勤職員・従業員数 [人]	122
有給 [人]	122
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	41
有給 [人]	41
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	241
団体正会員 [団体数]	27
団体その他会員 [団体数]	214
個人会員・ボランティア数	2,535
ボランティア人数(前年度実績) [人]	2,296
個人正会員 [人]	27
個人その他会員 [人]	212

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	53
申請前年度の助成総額 [円]	82,350,186
助成した事業の実績内容	子どもの居場所の運営等事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金を活用したインキュベーション助成事業

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名			READYFOR株式会社	
郵便番号			102-0082	
都道府県			東京都	
市区町村			千代田区	
番地等			一番町8 住友不動産一番町ビル 7階	
電話番号			050-1746-9680	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://corp.readyfor.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://fund.readyfor.jp/	
設立年月日			2011/03/29	
法人格取得年月日			2014/07/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	メラ ハルカ
	氏名	米良 はるか
	役職	代表取締役 CEO
代表者(2)	フリガナ	ヒウラ ナオキ
	氏名	樋浦 直樹
	役職	代表取締役 COO

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	178
常勤職員・従業員数 [人]	143
有給 [人]	143
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	35
有給 [人]	35
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団 thể正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	6
申請前年度の助成総額 [円]	988,301,133円

助成した事業の実績内容	2023年度には64団体に対し総額9億8,830万1,133円の助成を実施した。 ①花王株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社電通の3社、流通企業20社による「お買いもの〜It's Shopping for Good.〜プロジェクト」 （2023年9月）分配数8 総額¥26,194,306円 ②Unipos「SDGsプラン」（2020年2月～2024年5月現在）分配数25 累計総額20,326,078円 ③休眠預金活用事業 通常枠「「創造性」の格差を埋める～イノベーション人材となる機会を、すべての子どもに～」（2023年8月～）助成数6 総額225,803,437円 ④休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「コロナ物価高で増える「虐待」を防ぐ 緊急居場所支援事業」（2023年8月～）助成数11 総額250,000,000円 ⑤休眠預金活用事業 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠「孤立孤独／生活苦を抱える若者への緊急支援事業」（2023年8月～）助成数7 総額206,784,543円 ⑥休眠預金活用事業 通常枠「発達障害支援の「質の向上」を目指す地域ネットワーク構築事業」（2024年5月～）助成数7 総額259,192,769円 （※③～⑥はいずれもコンソーシアム構成団体として実施）
-------------	--

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金（助成金額1,000万円） ・新型コロナウイルス感染症：いのちとこころを守るSOS基金（助成金額1,000万円）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

(入力方法)必ずお読みください。
□役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
□役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
□備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。
□氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
□氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
□生年月日(大正は T、昭和は S、平成は Hで半角とし、数字は2桁半角)
□性別(半角で男性は M、女性は F)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
□入力確認欄にcheck!が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
□黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。
(留意事項)
※記載例は、消して使用してください。
※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。
※提出の際は、本エクセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。
※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合がございます。
※役職名は必ず役職を入れてください。
※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	生年月日確認欄	シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	イマムラ ケ	今村 久美						認定特定非営利活動法人カタリバ	代表理事			
2	OK	ツルカ`ヤスヒサ	鶴賀 康久						認定特定非営利活動法人カタリバ	常務理事			
3	OK	サカイ ジョウ	酒井 稔						認定特定非営利活動法人カタリバ	理事			
4	OK	ナカハラ ジュン	中原 淳						認定特定非営利活動法人カタリバ	理事			
5	OK	ヤマウチ コウジ`	山内 幸治						認定特定非営利活動法人カタリバ	理事			
6	OK	ナカヤマ リュウタロウ	中山 龍太郎						認定特定非営利活動法人カタリバ	監事			
7	OK	カミヤマ アキオ	神山 晃男						認定特定非営利活動法人カタリバ	監事			
8	check!												

認定特定非営利活動法人カタリバ 定款

[更新履歴]

平成 18 年 9 月 21 日 : 法人設立
平成 19 年 6 月 30 日 : 事務所の移転
平成 20 年 2 月 1 日 : 事業の変更
平成 20 年 9 月 30 日 : 総会の権能 他
平成 22 年 8 月 1 日 : 事務所の移転
平成 24 年 5 月 26 日 : 事業年度の変更 他
平成 24 年 11 月 13 日 : 事業の変更 他
平成 25 年 10 月 27 日 : 名称の変更
平成 28 年 10 月 30 日 : 種別及び定数
平成 29 年 10 月 29 日 : 公告の方法
平成 30 年 11 月 25 日 : 常務理事の職務
令和 1 年 11 月 23 日 : 総会の開催期限

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、認定特定非営利活動法人カタリバとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都杉並区高円寺南3丁目66番3号高円寺コモンズ203に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「生き抜く力」をそなえた若年層にあふれる社会の実現に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、子どもたちを含めた若年層を対象に、年上の世代の人達とのコミュニケーションの場、及び学習の機会を提供する。これによって、若年層が自らの生き方に主体性を持ち、また社会を生きるうえで必要な汎用的スキルをそなえ、積極的に社会に参画していけるようになることを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 人づくりを通じた社会活性化に関する事業
- (2) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) 災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体
- (3) 活動会員 この法人の目的に賛同し、この法人で活動を行なう個人

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

2 賛助会員及び活動会員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第 12 条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち 1 人を代表理事とし、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき（この法人と代表理事との利益が相反する事項その他事実上又は法律上の原因から代表理事が職務活動をすることができないときを含む。）又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 前項の規定により常務理事が代表理事の職務を代行したときは、当該常務理事は職務執行の状況を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合に、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 正会員の除名

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 監事の解任
- (7) その他運営に関わる事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 通常総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するものとする。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が、必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に特別の定めのある場合を除いては、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも2日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者が、これに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権

利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) 法人の目的とする事業が終了したとき

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、理事会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局及び職員)

第 53 条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 中澤久美

理 事 竹野優花

理 事 野町雅俊

監 事 遠山浩司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 2,000 円、 年会費 28,000 円

(2) 賛助会員 個人 1 口 10,000 円、団体 1 口 100,000 円 (1 口以上)

(3) 活動会員 入会金 2,000 円、年会費 6,000 円

附則

1 この定款は、平成 20 年 9 月 30 日から施行する。

2 第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 2 号の変更については、一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることを条件として、効力が発生するものとする。

附則

- 1 この定款は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成 24 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この法人の平成 24 年度の事業年度は、定款第 46 条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までと、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までとする。

附則

- 1 この定款は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成 26 年 3 月 5 日から施行する。

これは、当法人の定款に相違ありません。

平成30年11月25日

東京都杉並区高円寺南3丁目66番3号 高円寺コモンズ203

認定特定非営利活動法人 カタリバ

理 事 今 村 久 美

定款

第1章 総則

第1条（商号）

1. 当会社は、READYFOR株式会社と称し、英文ではREADYFOR INC.と表記する。

第2条（理念）

1. 当会社は、「想いの乗ったお金の流れを増やす」ことをミッション（果たすべき役割）と定め、「誰もがやりたいことを実現できる世の中をつくる」ことを目指して経営する。

第3条（目的）

1. 当会社は、次の事業を営むことを目的とし、前条の理念を達成することを目指す。
 - i. クラウドファンディングに関連するインターネットサービスの運営
 - ii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体の資金調達その他の事業及び組織の維持・拡大に関連するサービスの企画・運営
 - iii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体に対する寄付、資金提供、投融資その他の支援に関連するサービスの企画、運営
 - iv. 国内外の社会課題の解決に関連する研究、調査、エコシステムの構築・発展、サービスの企画・運営
 - v. インターネットを利用した情報提供サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、情報、知識、意匠、Web、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、研究、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
 - vi. 上記各号に関連する広告代理業務、イベントの企画及び運営、書籍・雑誌等の編集・出版及び販売、教育及び教材の開発・販売、各種コンサルティング、講演、知的財産権の取得・管理・賃貸及び販売
 - vii. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務

第4条（本店の所在地）

1. 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第5条（機関）

1. 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - i. 取締役会
 - ii. 監査役

第6条（公告方法）

1. 当会社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第7条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

1. 当会社は普通株式及び優先株式を発行し、優先株式はA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式からなるものとする。
2. 当会社の発行可能株式総数は、150万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は148万3,988株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は5,900株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4,347株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は5,765株とする。

第8条（株券の不発行）

1. 当会社の株式については、株券を発行しない。

第9条（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第10条（相続人等に対する株式の売渡しの請求）

1. 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第11条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）

1. 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第12条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

1. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

1. 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第16条（基準日）

1. 当会社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第3章 優先株式

第17条（残余財産の分配）

1. 当会社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といい、C種優先株主及びB種優先株主とあわせて「優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、C種優先登録株式質権者及びB種優先登録株式質権者

とあわせて「優先登録株式質権者」という。)及び普通株式の所有者(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につき基準価額金346,874円に1.0を乗じた金額(以下「C種優先分配額」という。)に達するまで分配を行う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、C種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。

2. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、B種優先株式を有する株主又はB種優先株式の登録株式質権者及びA種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式の所有者(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき基準価額金230,000円に1.0を乗じた金額(以下「B種優先分配額」という。)に達するまで、A種優先株式1株につき基準価額金105,000円に1.0を乗じた金額(以下「A種優先分配額」という。)に達するまで同順位にてそれぞれ分配を行う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、B種優先分配額の全額及びA種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同順位で、B種優先分配額の合計額及びA種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。
3. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、C種優先分配額、B種優先分配額又はA種優先分配額に加え、当該分配日において当該C種優先株式、当該B種優先株式又は当該A種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。
4. 第1項及び第2項の基準価額は、下記の定めに従い調整される。

- i. 優先株式の分割又は併合が行われたときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{当該調整前の基準価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 優先株主に割当てを受ける権利を与えて優先株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行当該優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式(当該優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行当該優先株式数」は「処分する自己株式(当該優先株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{既発行当該優先株式数} \times \text{当該調整前基準価額} + \text{新発行優先株式数} \times \text{当該株当たり払込金額}}{\text{既発行当該優先株式数} + \text{新発行当該優先株式数}}$$

- iii. 上記(1)及び(2)における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第18条 (普通株式と引換えにする優先株式の取得請求権)

1. 優先株主は、優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができるものとし、当会社は、優先株主が普通株式の取得の請求をした場合には、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該優先株主に対して交付するものとする。
2. 取得と引換えに交付する普通株式の数
 - i. 優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当会社の普通株式は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額を第18条第3項に定める取得価額(以下「取得価額」という。)で除して得られる数とする。ただし、C種優先株式の払込金額(当初、1株につき346,874円)、B種優先株式の払込金額(当初、1株につき230,000円)及びA種優先株式の払込金額(当初、1株につき105,000円)は、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には当会社の取締役会決議に基づき適切に調整される。
 - ii. 取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

3. 当初取得価額

- i. A種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金105,000円とする。
- ii. B種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金230,000円とする。
- iii. C種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金346,874円とする。

4. 取得価額の調整

- i. 優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- a. 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力の生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）以降これを適用する。

- b. 当会社の普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- c. 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、株式無償割当て、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) \times \frac{\text{新規発行株式数株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価格}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。取得価額調整式における「既発行普通株式の数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない優先株式はすべてその取得請求権又は取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権はすべて行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式の数に算入されるものとする。ただし、本③による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- d. 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、本④による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連

会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本④による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われな

- e. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本⑤による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われな

- ii. 上記（1）に掲げた事由によるほか、次の①ないし④に該当する場合には、当会社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
b. 前①のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
c. 上記（1）の④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
d. 上記（1）の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

- iii. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- iv. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- v. 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

第19条（金銭と引換えにする取得請求権）

- 優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
- 本条による優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日に当会社が解散したとみなして第17条を適用した場合に、当該優先株式1株につき分配される額に相当する金額とする。なお、優先分配額の調整にかかる第17条第4項の規定は、取得金額に準用するものとする。
- 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

第20条（普通株式を対価とする取得条項）

- 当会社は、優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当会社の普通株式を交付するこ

- とができる。当会社は、その対価として、かかる優先株式の払込金額を、第18条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
2. 前項に定める普通株式の数の算出にあたって、優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項の規定に従ってこれを取り扱う。

第21条（議決権）

1. 優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式1株につき1個の議決権を有する。

第22条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
2. 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
3. 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式の新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行う。

第4章 株主総会

第23条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第24条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第25条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第26条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第5章 種類株主総会

第27条（種類株主総会）

1. 当会社は、すべての種類株式について会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
2. すべての種類株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
3. すべての種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議を要しない。

第28条（株主総会に関する規定の準用）

- 前章の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。
- 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第6章 取締役、監査役及び取締役会

第29条（取締役及び監査役の員数）

- 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

第30条（取締役及び監査役の選任）

- 当会社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第31条（取締役及び監査役の任期）

- 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（役付取締役）

- 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO1名を選定する。

第33条（代表取締役）

- 取締役会の決議をもって、取締役CEOを会社を代表する取締役として定める。

第34条（取締役会の招集及び議長）

- 取締役会は取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第35条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（取締役会の決議の省略）

- 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第37条（取締役会規程）

- 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第38条（報酬等）

- 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

第39条（非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約）

1. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

1. 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当等）

1. 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第42条（剰余金の配当の除斥期間）

1. 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

第43条（法令の準拠）

1. 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上

令和4年度 活動計算書（その他事業がない場合）

令和4年9月1日から 令和5年8月31日まで

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
一般正味財産増減の部			
【A】 経常収益			
1	受取会費		5,429,500
	正会員受取会費	1,011,000	
	賛助会員受取会費	4,418,500	
2	受取寄付金		1,147,600,912
	受取寄付金	1,147,600,912	
3	受取助成金等		71,664,989
	受取民間助成金	71,664,989	
4	事業収益		353,425,926
	人づくりを通じた社会活性化に関する事業収益	7,000	
	キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業収益	308,597,040	
	災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、 通信教育、学習相談その他の教育事業収益	41,967,818	
	普及啓発事業収益	2,854,068	
5	その他収益		1,791,923
	受取利息	4,161	
	受取配当金	3,000	
	雑収入	1,784,762	
経常収益計			1,579,913,250
【B】 経常費用			
1	事業費		
	(1) 人件費		574,380,099
	給料手当	448,110,222	
	雑給	48,733,627	
	法定福利費	68,723,975	
	通勤費	7,140,777	
	福利厚生費	1,671,498	
	(2) その他経費		779,420,714
	教育研修費	13,420,082	
	業務委託費	400,550,867	
	広報活動費	65,040,772	
	交際費	1,514,273	
	会議費	2,692,063	
	旅費交通費	27,905,468	
	生徒送迎費	2,159,878	
	通信費	25,306,219	
	消耗品費	17,120,134	
	システム費	28,219,408	
	修繕費	1,247,825	
	水道光熱費	2,704,430	
	新聞図書費	251,791	
	教材費	2,778,313	
	印刷製本費	3,081,994	
	諸会費	63,531	
	支払手数料	4,183,198	
	地代家賃	22,489,065	
	賃借料	11,863,433	
	保険料	4,686,388	
	租税公課	49,308,420	
	支払報酬料	1,953,709	
	減価償却費	6,992,651	
	雑費	1,140,616	
	寄附金	82,746,186	
事業費計			1,353,800,813

2	管理費		
	(1) 人件費		26,021,794
	役員報酬	4,800,000	
	給料手当	10,512,801	
	雑給	1,481,506	
	法定福利費	9,143,196	
	通勤費	54,269	
	福利厚生費	30,022	
	(2) その他経費		41,896,424
	教育研修費	127,114	
	業務委託費	9,134,053	
	広報活動費	166,377	
	交際費	10,852	
	会議費	43,076	
	旅費交通費	288,125	
	通信費	6,002	
	消耗品費	6,293	
	システム費	7,945	
	修繕費	7,367	
	水道光熱費	35,904	
	新聞図書費	300	
	諸会費	321,760	
	支払手数料	23,077,479	
	地代家賃	537,042	
	賃借料	292,816	
	保険料	71,066	
	租税公課	2,758,241	
	支払報酬料	4,471,768	
	減価償却費	465,486	
	雑費	67,358	
	管理費計		67,918,218
経常費用計			1,421,719,031
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			158,194,219
【C】経常外収益			
		0	
経常外収益計			0
【D】経常外費用			
		0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期一般正味財産増減額①＋②・・・③			158,194,219
	法人税、住民税及び事業税・・・④		395,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		1,791,876,871
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			1,949,676,090

令和4年度 貸借対照表

令和5年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 資 産 の 部			
1	流動資産		
	現金及び預金	1,271,512,367	1,362,879,464
	売 掛 金	79,310,799	
	貯 蔵 品	1,167,966	
	前 払 費 用	10,037,063	
	未 収 入 金	851,269	
	流動資産合計・・・①		1,362,879,464
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		14,047,488
	建 物 附 属 設 備	8,784,519	
	車 両 運 搬 具	3	
	器 具 備 品	1,596,964	
	一 括 償 却 資 産	3,666,002	
	(2) 無形固定資産		4,579,304
	商 標 権	197,470	
	ソフトウェア	4,381,834	
	(3) 投資その他の資産		761,484,180
	ソナエル基金用預金特資産	246,000,000	
	10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産	506,682,640	
	出 資 金	100,000	
	敷 金	8,641,000	
	長期前払費用	60,540	
	固定資産合計・・・②		780,110,972
【A】 資 産 合 計 ①+②			2,142,990,436
【B-1】 負 債 の 部			
1	流動負債		
	未 払 金	179,975,466	193,314,346
	未払法人税等	395,000	
	未払消費税等	1,403,600	
	前 受 金	7,978,250	
	預 り 金	3,562,030	
	流動負債合計・・・③		193,314,346
2	固定負債		
	長期借入金	0	0
	固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④			193,314,346
【B-2】 正 味 財 産 の 部			
	前期繰越正味財産額	1,791,876,871	
	当期正味財産増減額	157,799,219	
正 味 財 産 合 計			1,949,676,090
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】			2,142,990,436

令和4年度 計算書類の注記

事業報告用

認定特定非営利活動法人 カタリバ

1. 重要な会計方針
- 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
- (1) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産は、法人税法の規定に基づき、建物は定額法により、建物以外は定率法により償却をしています。但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法により償却をしています。また、取得価額が20万円未満の資産については、法人税法に規定する一括償却の方法により償却しています。無形固定資産は、定額法により償却をしています。
- (2) 外貨建取引の換算基準
- 外貨建取引は、当該取引発生時の為替相場による円換算額によって記帳しております。また、外貨建金銭債権債務については、期末時の為替相場による円換算額で評価しております。決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理しております。
- (3) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は税抜経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科 目	人づくり事業	キャリア事業	被災地教育事業	普及啓発事業	事業部門計	管理部門	合 計
一般正味財産増減の部							
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	5,429,500	5,429,500
2. 受取寄付金	0	66,627,208	22,891,549	0	89,518,757	1,058,082,155	1,147,600,912
3. 受取助成金等	0	71,222,831	442,158	0	71,664,989	0	71,664,989
4. 事業収益	7,000	308,597,040	41,967,818	2,854,068	353,425,926	0	353,425,926
5. その他収益	0	482,177	883,124	0	1,365,301	426,622	1,791,923
経常収益計	7,000	446,929,256	66,184,649	2,854,068	515,974,973	1,063,938,277	1,579,913,250
II 経常費用							
(1) 人件費							
役員報酬	0	0	0	0	0	4,800,000	4,800,000
給料手当	0	360,862,001	53,901,373	33,346,848	448,110,222	10,512,801	458,623,023
雑 給	0	36,563,496	9,826,879	2,343,252	48,733,627	1,481,506	50,215,133
法定福利費	0	50,245,504	7,985,799	10,492,672	68,723,975	9,143,196	77,867,171
通勤費	0	6,785,221	247,327	108,229	7,140,777	54,269	7,195,046
福利厚生費	0	1,275,438	282,949	113,111	1,671,498	30,022	1,701,520
人件費計	0	455,731,660	72,244,327	46,404,112	574,380,099	26,021,794	600,401,893
(2) その他経費							
教育研修費	0	10,586,381	1,837,694	996,007	13,420,082	127,114	13,547,196
業務委託費	718,182	337,508,415	13,996,133	48,328,137	400,550,867	9,134,053	409,684,920
広報活動費	0	56,835,515	4,223,889	3,981,368	65,040,772	166,377	65,207,149
交際費	0	1,250,919	165,813	97,541	1,514,273	10,852	1,525,125
会議費	0	2,147,650	350,120	194,293	2,692,063	43,076	2,735,139
旅費交通費	0	24,029,025	3,357,195	519,248	27,905,468	288,125	28,193,593
生徒送迎費	0	0	2,159,878	0	2,159,878	0	2,159,878
通信費	0	22,270,114	1,540,099	1,496,006	25,306,219	6,002	25,312,221
消耗品費	0	14,357,997	1,818,615	943,522	17,120,134	6,293	17,126,427
システム費	0	16,135,693	1,553,716	10,529,999	28,219,408	7,945	28,227,353
修繕費	0	775,138	427,156	45,531	1,247,825	7,367	1,255,192
水道光熱費	0	2,328,540	275,375	100,515	2,704,430	35,904	2,740,334
新聞図書費	0	73,027	149,007	29,757	251,791	300	252,091
教材費	0	2,419,000	359,313	0	2,778,313	0	2,778,313
印刷製本費	0	431,462	△ 1,948	2,652,480	3,081,994	0	3,081,994
諸会費	0	16,240	16,171	31,120	63,531	321,760	385,291
支払手数料	0	1,673,639	608,469	1,901,090	4,183,198	23,077,479	27,260,677
地代家賃	958,250	18,318,098	1,709,012	1,503,705	22,489,065	537,042	23,026,107
賃借料	0	8,867,057	2,892,869	103,507	11,863,433	292,816	12,156,249
保険料	0	3,056,038	1,385,549	244,801	4,686,388	71,066	4,757,454
租税公課	128,455	40,059,617	2,987,438	6,132,910	49,308,420	2,758,241	52,066,661
支払報酬料	0	1,691,920	250,985	10,804	1,953,709	4,471,768	6,425,477

減価償却費	0	3,340,571	488,904	3,163,176	6,992,651	465,486	7,458,137
雑費	0	975,050	45,243	120,323	1,140,616	67,358	1,207,974
寄附金	0	82,246,186	500,000	0	82,746,186	0	82,746,186
その他経費計	1,804,887	651,393,292	43,096,695	83,125,840	779,420,714	41,896,424	821,317,138
経常費用計	1,804,887	1,107,124,952	115,341,022	129,529,952	1,353,800,813	67,918,218	1,421,719,031
当期経常増減額	△ 1,797,887	△ 660,195,696	△ 49,156,373	△ 126,675,884	△ 837,825,840	996,020,059	158,194,219
Ⅲ 経常外収益							
前期損益修正	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 1,797,887	△ 660,195,696	△ 49,156,373	△ 126,675,884	△ 837,825,840	996,020,059	158,194,219
法人税、住民税及び事業税	0	181,000	144,000	0	325,000	70,000	395,000
当期正味財産増減額	△ 1,797,887	△ 660,376,696	△ 49,300,373	△ 126,675,884	△ 838,150,840	995,950,059	157,799,219
前期繰越正味財産額							1,791,876,871
次期繰越正味財産額							1,949,676,090

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳
- 使途等が制約された寄附金等の内訳は以下の通りです。
- 当法人の正味財産は1,949,676,090円ですが、そのうちに使途が特定されている金額はございません。
- したがって、使途が制約されていない一般正味財産は1,949,676,090円です。

4. 固定資産の増減内訳
- (単位：円)
- | 科 目 | 期首取得価額 | 取 得 | 減 少 | 期末取得価額 | 減価償却累計額 | 期末帳簿価額 |
|----------------------|-------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-------------|
| 有形固定資産 | | | | | | |
| 建物附属設備 | 13,684,350 | 2,381,130 | 0 | 16,065,480 | △ 7,280,961 | 8,784,519 |
| 車両運搬具 | 15,490,103 | 0 | 0 | 15,490,103 | △ 15,490,100 | 3 |
| 器具備品 | 6,569,452 | 258,900 | 0 | 6,828,352 | △ 5,231,388 | 1,596,964 |
| 一括償却資産 | 4,388,221 | 4,767,470 | 1,022,564 | 8,133,127 | △ 4,467,125 | 3,666,002 |
| 無形固定資産 | | | | | | |
| 商標権 | 303,800 | 0 | 0 | 303,800 | △ 106,330 | 197,470 |
| ソフトウェア | 18,407,120 | 0 | 0 | 18,407,120 | △ 14,025,286 | 4,381,834 |
| 投資その他の資産 | | | | | | |
| ソナエル基金用預金特定資産 | 246,000,000 | 0 | 0 | 246,000,000 | 0 | 246,000,000 |
| 10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産 | 506,682,640 | 0 | 0 | 506,682,640 | 0 | 506,682,640 |
| 出資金 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 | 0 | 100,000 |
| 敷金 | 8,383,000 | 258,000 | 0 | 8,641,000 | 0 | 8,641,000 |
| 長期前払費用 | 60,540 | 0 | 0 | 60,540 | 0 | 60,540 |
| 合計 | 820,069,226 | 7,665,500 | 1,022,564 | 826,712,162 | △ 46,601,190 | 780,110,972 |

5. 役員及びその近親者との取引の内容
- 役員及びその近親者との取引は以下の通りです。
- (単位：円)
- | 科 目 | 財務諸表に計上された金額 | うち役員及び近親者との取引 |
|--------------|---------------|---------------|
| (活動計算書) | | |
| 受取会費 | 5,429,500 | 55,000 |
| 受取寄付金 | 1,147,600,912 | 12,000 |
| 事業収益 | 353,425,926 | 3,086,083 |
| 業務委託費（事業費） | 400,550,867 | 100,001 |
| 活動計算書計 | 1,907,007,205 | 3,253,084 |
| (貸借対照表) | | |
| 未払金(立替経費の精算) | 179,975,466 | 1,288,122 |
| 貸借対照表計 | 179,975,466 | 1,288,122 |

6. リース取引に関する注記
- 所有権移転外ファイナンスリース（賃貸借取引）に係る未経過リース料は4,321,310円です。

令和4年度 財産目録
令和5年8月31日現在

認定特定非営利活動法人 カタリバ

(単位：円)

科 目		金 額	小 計	合 計
(A) 資 産 の 部				
1	流動資産			
	現金預金		1,271,512,367	1,362,879,464
	現金 現金手許有高 (事務所)	390,665		
	現金 現金手許有高 (アダチセントラル)	226,784		
	現金 現金手許有高 (アダチノース)	150,886		
	現金 現金手許有高 (大槌臨学舎)	73,254		
	現金 現金手許有高 (雲南)	18,350		
	普通預金 三菱東京UFJ銀行／中野支店	582,350,141		
	普通預金 三菱東京UFJ銀行／中野支店	83,683,832		
	普通預金 三菱東京UFJ銀行／中野支店	263,254,045		
	普通預金 三菱東京UFJ銀行／中野支店	4,117,807		
	普通預金 三菱東京UFJ銀行／中野支店	0		
	普通預金 三菱東京UFJ銀行／中野支店／東北復興事業部口座	19,503,966		
	普通預金 三菱東京UFJ銀行／中野支店／東北復興事業部口座	62,453,346		
	普通預金 住信SBIネット銀行／東北復興事業部口座	60,516,835		
	普通預金 岩手銀行／大槌支店 (大槌臨学舎)	217,177		
	普通預金 北日本銀行／大槌支店 (大槌臨学舎)	228,929		
	普通預金 西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	102,351,882		
	普通預金 西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	29,238,925		
	普通預金 ゆうちょ銀行	61,524,533		
	普通預金 ゆうちょ銀行 (雲南)	129,990		
	普通預金 あおぞらネット銀行／法人第2営業部 (アダチセントラル)	296,230		
	普通預金 あおぞらネット銀行／法人第2営業部 (アダチノース)	705,910		
	普通預金 三井住友銀行／中野支店 (代表)	78,880		
	売掛金 事業売掛金	79,310,799	79,310,799	
	貯蔵品		1,167,966	
	クラウドファンディング返礼品	1,001,000		
	印紙・切手等	138,848		
	活動報告書	28,118		
	前払費用		10,037,063	
	事務所家賃 令和5年9月分 (4件)	2,001,797		
	社宅家賃 令和5年9月分 (1件)	100,000		
	駐車場代 令和5年9月分 (2件)	13,500		
	支払報酬 令和5年9月分 (2件)	171,958		
	広報活動費 令和5年9月分 (2件)	5,321,724		
	外注費等 (5件)	2,428,084		
	未収入金		851,269	
	従業員社会保険料他	44,102		
	従業員社宅費他	174,400		
	外部団体出向負担金 (7-8月分)	632,767		
	流動資産合計・・・①			1,362,879,464
2	固定資産			
	(1) 有形固定資産			14,047,488
	建物附属設備		8,784,519	
	アダチベース内装工事・電気設備・給排水	3,839,467		
	アダチベース調理室工事・3Fパティション工事・受付工事	946,672		
	アダチベース内部造作リフォーム	207,412		
	事務所リノベーション	3,790,968		
	車両運搬具		3	
	東北被災地支援活動用車両 (購入した乗用車・3台)	3		
	器具備品		1,596,964	
	本部事務所用静脈認証機器 (一式)	1		
	本部事務所用PC3台	259,088		
	アダチベース エアコン2台	185,253		
	本部事務所1F・2Fエアコン	567,537		
	LAN・WiFi設備 (3拠点分)	173,447		
	広報用備品	411,638		

	一括償却資産			3,666,002	
	ノートパソコン41台 その他	3,463,482 202,520			
(2) 無形固定資産					4,579,304
	商標権			197,470	
	商標権	197,470			
	ソフトウェア			4,381,834	
	本部用 寄附管理用ソフトウェア	4,381,834			
(3) 投資その他の資産					761,484,180
	特定資産			752,682,640	
	普通預金 三井住友銀行／中野支店（ソナエル基金用預金特定資産）	246,000,000			
	普通預金 三井住友銀行／中野支店（10代の居場所ひろがる基金用預金特定資産）	506,682,640			
	出 資 金			100,000	
	西武信用金庫／阿佐ヶ谷支店	100,000			
	敷 金			8,641,000	
	事務所敷金（3件）	8,000,000			
	借上社宅敷金（3件）	641,000			
	長期前払費用			60,540	
	自動車リサイクル預託金（3台分）	59,540			
	PASMO作成預け金（2件）	1,000			
固定資産合計・・・②					780,110,972
【A】資 産 合 計 ①+②					2,142,990,436
【B-1】 負 債 の 部					
	1 流動負債				
					193,314,346
	未 払 金			179,975,466	
	給与未払金 令和5年8月分 給与・特別給	112,147,420			
	法定福利費 令和5年8月分 社会保険料	15,762,632			
	立替経費 従業員・ボランティア	10,621,171			
	経費未払金 クレジットカード	323,435			
	経費未払金 令和5年8月発生経費	41,120,808			
	未払法人税等			395,000	
	令和5年8月期確定申告分	395,000			
	未払消費税等			1,403,600	
	令和5年8月期確定申告分	1,403,600			
	前 受 金			7,978,250	
	一社）いのち支える自殺対策推進センター業務受託費用	978,250			
	アクセンチュア助成金・マイプロ（2024年度分）	7,000,000			
	預 り 金			3,562,030	
	源泉所得税	1,272,473			
	住 民 税	1,628,800			
	雇用保険料	230,732			
	大槌コラボスクール給食食券	430,025			
流動負債合計・・・③					193,314,346
	2 固定負債				
					0
	長期借入金			0	
固定負債合計・・・④					0
【B-1】 負 債 合 計 ③+④					193,314,346
【B-2】正 味 財 産 合 計 【A】－【B-1】					1,949,676,090